

# 独立行政法人国立青少年教育振興機構施設使用料金等規程

平成18年4月1日

独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第5-2号

平成19年7月1日一部改正	平成21年3月12日一部改正
平成23年10月1日一部改正	平成24年4月1日一部改正
平成25年4月1日一部改正	平成26年4月1日一部改正
平成29年4月1日一部改正	平成29年10月1日一部改正
令和元年10月1日一部改正	令和3年11月29日一部改正
令和4年4月1日一部改正	令和4年9月30日一部改正
令和5年2月1日一部改正	令和6年4月1日一部改正

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則（以下「利用規則」という。）第5条に基づく施設使用料並びにこれらの納付手続き等については、この規程の定めるところによる。

第2条 国立オリンピック記念青少年総合センター（以下「センター」という。）の施設使用料は、次のとおりとする。

- 一 研修施設利用に係る施設使用料（プール利用を除く。）は、第1-1表及び第1-2表のとおりとする。
- 二 プール利用に係る施設使用料は、第2表のとおりとする。
- 三 宿泊施設利用に係る施設使用料は、第3表のとおりとする。
- 四 利用規則第2条第3項により利用する場合の施設使用料は、所長が別に定める。

五 駐車場利用に係る施設使用料は、第1-3表のとおりとする。

六 第一号から第五号に規定する施設以外の施設（以下「パブリックスペース」という。）の利用に係る施設使用料は、第1-4表のとおりとする。

2 前項第一号から第三号の施設使用料の適用は、次により行うものとする。

- 一 青少年及び青少年教育関係者の料金を適用するもの
  - ア 青少年及び青少年教育関係者が研修に利用する場合
  - イ 学校その他の教育機関が研修に利用する場合
  - ウ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二条第3項に規定する「公益法人」及びこれに類する団体（アに規定する団体を除く。）が青少年に対する研修又は青少年教育の振興を図るための研修に利用する場合
  - エ その他の団体、官公庁、企業等が行う研修で青少年教育の振興に資するものと所長が特に認める場合。
- 二 一般の料金を適用するものは、前号に掲げる団体以外の団体が研修に利用する場合

第3条 国立青少年交流の家及び国立青少年自然の家（以下「地方施設」という。）の施設使用料は、第4表のとおりとする。

2 地方施設において、研修の講師その他の者が業務上宿泊するために設置している宿泊室（以下「講師等宿泊室」という。）を利用する場合の施設使用料は、第5表のとおりとする。

- 3 講師等宿泊室を利用する場合には、前項及び第1項に定める施設使用料を併せて徴収する。
- 4 第5表に定める講師等宿泊室に係る施設使用料の適用については、各施設の所長が定めるものとする。
- 5 地方施設において、第6表に定める宿泊施設を利用する場合の施設使用料は、同表のとおりとする。
- 6 前項の宿泊施設を利用する場合には、前項及び第1項に定める施設使用料を併せて徴収する。
- 7 第6表に定める施設使用料の適用については、所長が定めることができるものとする。

第4条 センターの施設使用料の納付手続き等は、次のとおりとする。

- 2 第2条に定める施設使用料は、センターの発行する請求書により納付し、又は来所のうえ原則として、収納窓口で現金で納付するものとする。
- 3 前項の規定により納付した施設使用料は、還付しないものとする。ただし、天災その他利用者の責に帰すべきことのできない事由により施設を使用できなくなったときは、この限りでない。

第5条 地方施設の施設使用料の納付手続き等は、次のとおりとする。

- 2 第3条に定める施設使用料は、地方施設の発行する請求書により、原則として指定機関で納付し、又は地方施設の所定窓口において納付するものとする。
- 3 前項の規定により納付した施設使用料は、還付しないものとする。ただし、天災その他利用者の責に帰すべきことのできない事由により施設を使用できなくなったときは、この限りでない。

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。ただし、改正後の第3条、第5条及び第6条の規定は、平成19年10月1日に入所する団体から適用する。

附 則

この規程は、平成21年3月12日から施行する。ただし、改正後の第2条及び第6条の規定は、平成21年10月1日に入所する団体から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年10月1日から施行する。ただし、第1-1表及び第1-2表については、平成24年3月1日に入所する団体から適用する。
- 2 改正後の第3条の規定は、平成24年7月1日に入所する団体から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2表については、平成24年5月1日に利用する団体から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1-1表、第1-2表及び第3表については、平成29年9月1日に利用する団体から適用する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第6表については、平成30年10月1日に利用する団体から適用する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月29日から施行する。ただし、以下の第2表は、令和4年4月1日に利用する団体から適用する。

第2表

プール利用に係る施設使用料

研修に利用する施設		利用団体等の区分			
施設名	室名	青少年教育関係者等	一般	中学生以下	高校生以上
スポーツ棟	プール	2,440円	4,880円	190円	510円

備 考

- 1 青少年団体等及び一般の団体の料金は1コース単位とし、利用時間は以下の区分とする。
  - イ 10時から12時まで
  - ロ 12時から14時まで
  - ハ 14時から16時まで
  - ニ 16時から18時まで
  - ホ 18時から20時まで
  - ヘ 20時から22時まで
- 2 中学生以下及び高校生以上の利用料金は1人2時間単位とし、利用時間は9時から22時までとする。
- 3 2時間を超える料金は、1人1時間単位の追加料金として、中学生以下70円、高校生以上240円とする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、以下の第4表は、令和5年4月1日に利用する団体から適用する。

#### 第4表

##### 地方施設利用に係る施設使用料

利用団体等の区分	一般	900円
----------	----	------

備考 本表は、利用者1人1泊についての料金である。

#### 附則

この規程は、令和4年9月30日から施行する。ただし、以下の第7表は、令和5年4月1日に利用する団体から適用する。

#### 第7表

##### 地方施設の宿泊施設利用に係る施設使用料

地方施設名	宿泊施設名	施設使用料
国立中央青少年交流の家	あかまつ棟（個室）	950円
	つつじ棟（個室）	
国立淡路青少年交流の家	C棟（個室）	1,300円
	D棟（個室）	
国立夜須高原青少年自然の家	ドリームB棟	1,200円

備考 本表は、利用者1人1回についての料金である。

#### 附則

この規程は、令和5年2月1日から施行する。ただし、第1-1表、第1-2表、第1-3表及び第1-4表については、令和5年4月1日に利用する団体から適用する。

#### 附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4表については、令和6年4月1日に利用する団体から適用する。

第1-1表  
センターの研修施設利用に係る施設使用料

研修に利用する施設		時間	利用団体等の区分			
施設名	室名		青少年教育関係者等	一般	備考	
国際交流棟	国際会議室	午前	39,220円	85,680円		
		午後	44,850円	98,020円		
		夜間	51,570円	112,690円		
	レプションホール	レプションホール(全体)	午前	48,390円	105,600円	
			午後	54,990円	119,530円	
			夜間	63,430円	138,220円	
		1/3使用の場合	午前	16,120円	35,190円	
			午後	18,330円	39,840円	
			夜間	21,140円	46,080円	
		2/3使用の場合	午前	32,260円	70,400円	
			午後	36,670円	79,690円	
			夜間	42,280円	92,160円	
		第1ミーティングルーム	午前	14,660円	32,020円	
			午後	16,620円	36,420円	
			夜間	19,180円	41,920円	
	第2ミーティングルーム	午前	7,940円	17,350円		
		午後	9,160円	19,920円		
		夜間	10,630円	23,220円		
	特別室1	午前	1,460円	3,180円		
		午後	1,830円	4,150円		
		夜間	2,070円	4,400円		
	特別室2	午前	1,710円	3,790円		
		午後	2,070円	4,400円		
		夜間	2,190円	4,640円		
特別室3	午前	2,320円	5,010円			
	午後	2,800円	6,100円			
	夜間	2,920円	6,480円			
特別室4	午前	1,100円	2,320円			
	午後	1,220円	2,680円			
	夜間	1,340円	2,920円			
センター棟	20人室	午前	1,710円	3,790円		
		午後	2,070円	4,400円		
		夜間	2,190円	4,640円		
	会議室・20人室	午前	2,070円	4,400円		
		午後	2,560円	5,620円		
		夜間	2,680円	5,860円		
	40人室	午前	2,070円	4,400円		
		午後	2,560円	5,620円		
		夜間	2,680円	5,860円		
	パソコン対応40人室(103号室)	午前	3,670円	7,940円		
		午後	4,270円	9,400円		
		夜間	4,760円	10,270円		
	80人室	午前	3,670円	7,940円		
		午後	4,270円	9,400円		
		夜間	4,760円	10,270円		
	120人室	午前	5,490円	11,970円		
		午後	6,840円	14,910円		
		夜間	7,450円	16,120円		
	160人室	午前	7,700円	16,740円		
		午後	9,520円	20,770円		
		夜間	10,390円	22,600円		
	200人室	午前	9,660円	21,140円		
		午後	12,220円	26,640円		
		夜間	13,200円	28,720円		
300人室	午前	12,460円	27,250円			
	午後	15,760円	34,340円			
	夜間	16,990円	36,910円			
スポーツ棟	大体育室	午前	16,500円	36,060円		
		午後	20,290円	44,240円		
		夜間	21,990円	48,150円		
	第1～第3体育室	午前	8,310円	18,210円		
		午後	10,270円	22,240円		
		夜間	11,000円	24,070円		
	第4,第5体育室	午前	2,800円	6,100円		
		午後	3,790円	8,180円		
		夜間	4,030円	8,790円		
	第1研修室	午前	2,070円	4,400円		
		午後	2,560円	5,620円		
		夜間	2,680円	5,860円		

研修に利用する施設		時間	利用団体等の区分				
施設名	室名		青少年教育関係者等	一般	備考		
スポーツ棟	第2研修室	午前	1,710円	3,790円			
		午後	2,070円	4,400円			
		夜間	2,190円	4,640円			
	テニスコート	①	1,730円	3,670円	10:00~12:00		
		②	1,730円	3,670円	13:00~15:00		
		③	1,730円	3,670円	15:30~17:30		
④		2,040円	4,380円	18:00~20:00			
桜花亭	桜花亭	午前	4,030円	8,790円			
		午後	5,130円	11,120円			
		夜間	5,490円	11,970円			
カルチャー棟	大ホール	大ホール	第1-2表参照				
		小楽屋	午前	1,100円	2,900円		
			午後	1,220円	3,030円		
			夜間	1,340円	3,280円		
		大楽屋	午前	1,220円	3,210円		
			午後	1,340円	3,330円		
			夜間	1,580円	3,870円		
		楽屋S	午前	2,070円	5,460円		
			午後	2,440円	6,080円		
			夜間	2,560円	6,270円		
		楽屋事務室	午前	1,710円	4,510円		
			午後	2,070円	5,160円		
			夜間	2,320円	5,680円		
		投光室	午前	22,360円	24,320円		
	午後		25,290円	27,620円			
	夜間		25,290円	27,620円			
	小ホール	小ホール	第1-2表参照				
		楽屋	午前	1,100円	2,790円		
			午後	1,220円	2,960円		
			夜間	1,340円	3,200円		
		楽屋事務室	午前	1,580円	4,020円		
			午後	1,830円	4,450円		
			夜間	2,070円	4,950円		
		投光室	午前	42,900円	46,810円		
			午後	49,120円	53,530円		
			夜間	49,120円	53,530円		
		リハーサル室		第1-2表参照			
		音楽演劇室	中練習室(大)	午前	6,970円	15,270円	
				午後	8,550円	18,820円	
	夜間			9,280円	20,290円		
	中練習室(小)		午前	5,010円	10,870円		
			午後	6,100円	13,200円		
			夜間	6,600円	14,420円		
	小練習室		午前	2,680円	5,860円		
			午後	3,540円	7,570円		
			夜間	3,790円	8,180円		
	音楽室		午前	2,680円	5,860円		
			午後	3,540円	7,570円		
			夜間	3,790円	8,180円		
	演劇室		午前	2,680円	5,860円		
			午後	3,540円	7,570円		
			夜間	3,790円	8,180円		
	工芸室		午前	2,440円	5,250円		
			午後	2,920円	6,480円		
		夜間	3,420円	7,330円			
	美術室	午前	2,440円	5,250円			
		午後	2,920円	6,480円			
夜間		3,420円	7,330円				
和室	午前	2,190円	4,640円				
	午後	2,680円	5,860円				
	夜間	3,420円	6,100円				
展示コーナー	午前	5,010円	10,870円				
	午後	6,100円	13,200円				
	夜間	6,600円	14,420円				
ピアノ貸出	午前	9,780円	10,590円	本料金が適用されるピアノは、大・小ホール及びリハーサル室の使用に限る			
	午後	11,000円	12,020円				
	夜間	11,000円	12,020円				
D棟	さくら	①	16,200円	29,600円	①10:00~14:00		
		②	21,100円	39,900円	②16:00~21:00		
野外活動広場	野外活動広場	①	13,900円	30,000円	①10:00~15:00		
		②	13,900円	30,000円	②15:00~20:00		

第1-2表

センターのカルチャー棟大・小ホール及びリハーサル室利用に係る施設使用料

室名	利用団体等の区分	午前	午後	夜間	全日
大ホール (全室)	青少年教育関係者等	45,700円	76,020円	99,610円	205,330円
	一般	120,260円	189,200円	243,700円	470,310円
(舞台)	青少年教育関係者等	19,560円	33,240円	41,920円	87,870円
	一般	51,450円	82,720円	102,580円	201,310円
小ホール (全室)	青少年教育関係者等	29,200円	48,390円	63,070円	130,530円
	一般	74,180円	117,570円	150,820円	291,250円
(舞台)	青少年教育関係者等	15,270円	25,420円	33,120円	68,440円
	一般	38,790円	61,780円	79,180円	152,700円
リハーサル室	青少年教育関係者等	9,040円	14,780円	19,560円	40,210円
	一般	19,680円	32,260円	42,520円	80,420円

備考

- 1 本表は、午前、午後又は夜間の別における一区分の料金である。(テニスコートを除く。)
- 2 国際交流棟レセプションホールを分割利用する団体が、施設使用料納付後に残りの分割部分を追加する場合の施設使用料は、追加利用部分に係る分割料金を徴収するものとする。

第1-3表

センターの駐車場利用に係る施設使用料

区分	使用料		備考
	地下駐車場	バス及び大型車輛駐車場	
入庫してから8時間未満	30分毎 300円	1時間毎 750円	入庫してから30分未満で出庫する場合は無料
入庫してから8時間を超える時間について	30分毎 100円	1時間毎 250円	

第1-4表

センターのパブリックスペース利用に係る施設使用料

研修に利用する施設	使用料
センターが認めた場所	70円

備考

- 1 1㎡・1時間当たりの使用料単価である。
- 2 施設使用料は、利用する面積・時間数に使用料単価を乗じて得た額とする。

第2表

センターのプール利用に係る施設使用料

研修に利用する施設		利用団体等の区分			
施設名	室名	青少年教育関係者等	一般	中学生以下	高校生以上
スポーツ棟	プール	2,440円	4,880円	190円	510円

備考

- 1 青少年団体等及び一般の団体の料金は1コース単位とし、利用時間は次の区分とする。
  - イ 10時から12時まで
  - ロ 12時から14時まで
  - ハ 14時から16時まで
  - ニ 16時から18時まで
  - ホ 18時から20時まで
  - ヘ 20時から22時まで
- 2 中学生以下及び高校生以上の利用料金は1人2時間単位とし、利用時間は9時から22時までとする。
- 3 2時間を超える料金は、1人1時間単位の追加料金として、中学生以下70円、高校生以上240円とする。

第3表  
センターの宿泊施設利用に係る施設使用料

宿泊研修に利用する 宿泊施設	利用団体等の区分	
	青少年教育関係者等	一般
A棟	1,930円	3,770円
B棟(浴室・トイレ無) C棟	1,970円	3,810円
B棟(浴室・トイレ有)	3,540円	5,380円
D棟	3,700円	5,740円

備考 本表は、利用者1人1泊についての料金である。

第4表  
地方施設の施設利用に係る施設使用料  
《本館泊・ロッジ泊》

区分	料金		
	定額利用		
	対象	料金	
幼児(年少未満)	0円	—	—
幼児(年少から年長)	300円/泊	4泊以上	900円/期間中
子供(小学生から高校生)	600円/泊	4泊以上	1,800円/期間中
<b>【一部免除】</b>			
要保護・準要保護世帯利用 ※部活・サークルを含む学校利用が対象。	300円/泊	4泊以上	900円/期間中
特別な配慮が必要な子供向けの活動を行う団体利用 ※経済的に困難な子供を支援する団体や障害のある 子供を支援する団体での利用が対象。 ※当該活動に対して自治体から公的支援を受けて いる場合を除く。	300円/泊	4泊以上	900円/期間中
大人	2,500円/泊	—	—
<b>【一部免除】</b>			
大学・短大等の学生利用	1,200円/泊	7泊以上	7,500円/期間中
要保護・準要保護世帯利用 ※部活・サークルを含む学校利用かつ、 該当する世帯の小学生～高校生に帯同する大人(★)が対象。 その他、該当する世帯の就学前の子供たちに帯同する 大人(★)も対象。 (★)：該当する世帯の大人(保護者)に限る。	300円/泊	—	—
特別な配慮が必要な子供向けの活動を行う団体利用 ※経済的に困難な子供を支援する団体や障害のある 子供を支援する団体での利用が対象。 ※当該活動に対して自治体から公的支援を受けている 場合を除く。 ※子供たちに帯同、または、子供たちの活動の下見の 場合が対象。	300円/泊	—	—
長期利用(7泊以上かつ30人以上の団体利用) ※団体が30人以上であれば、大人は1人でも可。	1,200円/泊	—	—

《テント泊》

区分	料金	定額利用	
		対象	料金
		【一部免除】	
幼児（年少未満）	0円	—	—
幼児（年少から年長）	300円/泊	—	—
子供（小学生から高校生）	300円/泊	—	—
大人	1,200円/泊	—	—
大学・短大等の学生利用	600円/泊	—	—
青少年団体利用	600円/泊	—	—
※利用区分が「青少年」となる団体が対象。			
要保護・準要保護世帯利用	300円/泊	—	—
※部活・サークルを含む学校利用かつ、該当する小学生～高校生に帯同する大人（★）が対象。 その他、該当する世帯の就学前の子供たちに帯同する大人（★）も対象。 （★）：該当する世帯の大人（保護者）に限る。			
特別な配慮が必要な子供向けの活動を行う団体利用	300円/泊	—	—
※経済的に困難な子供を支援する団体や障害のある子供を支援する団体での利用が対象。 ※当該活動に対して自治体から公的支援を受けている場合を除く。 ※子供たちに帯同、または、子供たちの活動の下見の場合が対象。			

第5表  
地方施設の講師等宿泊室利用に係る施設使用料

講師等宿泊室の区分	A	B	C
施設使用料	1,630円	1,220円	810円

備考 本表は、利用者1人1回についての料金である。

第6表  
地方施設の宿泊施設利用に係る施設使用料

地方施設名	宿泊施設名	施設使用料
国立中央青少年交流の家	あかまつ棟（個室）	950円
	つつじ棟（個室）	
国立淡路青少年交流の家	C棟（個室）	1,300円
	D棟（個室）	
国立夜須高原青少年自然の家	ドリームB棟	1,200円

備考 本表は、利用者1人1回についての料金である。